

「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン(Ver. 1.0)」 に対する意見募集結果とその対応方針について

※各欄に記載の頁番号は、10月30日公表のガイドライン(ver.1.0)のものに振り替えています。

指摘箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
総論 頁		
全般へのコメント	カーボン・オフセット費用を負担する人・企業に向けた「排出量の見える化 ⇒ 削減努力 ⇒ 削減できない部分の埋め合わせ」の効果的情報伝達とオフセットの働きかけ、社会的価値が高く多くの人々・企業等の賛同を得るオフセット対象事業の開発の観点から、ガイドラインの全体構成を見直すべき。	本ガイドラインは、主としてカーボン・オフセットの取組の信頼性の確保の観点から、カーボン・オフセットの取組を行う者が商品・サービス等の購入者や会議・イベントの参加者等に対して提供すべき情報について規定したものです。ご指摘の点は重要であると考えますが、本ガイドラインの目的に照らして構成は原案のままとし、ご指摘いただいた消費者に対する排出量の見える化等については、環境省「見える化推進戦略会議」等の適切な場における議論の参考とさせていただきます。
	カーボン・オフセットの定義や仕組みの説明において、「まず削減努力を行った上で」との記載がなされているが、削減努力が先でその後にオフセットという順序は必ずしも定められていなくてもよいのではないかと。	カーボン・オフセットの取組を行えば排出削減努力をしなくてもよいという考え方が流布しないよう、排出削減努力の重要性については情報提供を行っていただくべきであると考えておりますが、表現ぶりについては、2008年2月に環境省が公表した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」における定義に従い、修正させていただきました。
	オフセットの対象範囲を記載するにあたり、なぜその対象範囲なのか(責任の範囲)に関する記載があった方がよいのではないかと。	カーボン・オフセットの対象範囲(バウンダリ)は、排出に係る自らの責任も考慮した上で、できるだけ広く取ることが望ましいですが、カーボン・オフセットの取組を行う者が主体的に選ぶべきであると考えています。対象範囲(バウンダリ)の設定理由まで情報提供を行うことを求めてはいたませんが、積極的・自発的に情報提供を行っていただくことを妨げるものではありません。
	クレジットを事後で調達するケースもあるが、商品・サービスの販売前・販売時に「必要量調達できなかった場合の措置」を明記する必要があるのではないかと。	ご指摘の点は、p33において、「販売すると明示したクレジットが調達できない場合は、別途同一種類のクレジット(CER、VERなどの種類)を調達することで埋め合わせる事を契約に記載し、カーボン・オフセット商品・サービスの購入者がクレジットの調達リスクを負うことがないようにする必要がある。」旨を記載しています。
	クレジット付与型とカーボン・オフセット型、償却と取消の違い、何をどこまで「カーボン・オフセット」と呼んで良いのかを、ガイドラインに記載した方が良いのではないかと。	2008年2月に環境省が公表した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」に即したカーボン・オフセットについては、別途作成される「カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準」においてその認証基準を定める予定としております。
	社内向けに行う活動などは、社内向けには情報公開を行う必要があるが、対外的にも積極的に情報公開を行う必要はない旨などの明記があった方がよいのではないかと。	本ガイドラインは、主としてカーボン・オフセットの取組の信頼性の確保の観点から、カーボン・オフセットの取組を行う者が商品・サービス等の購入者や会議・イベントの参加者等に対して提供すべき情報について規定したものです。少なくとも、株主や顧客、市民一般などに対して「カーボン・オフセット」の取組であるという主張をする場合には、本ガイドラインの規定に基づき必要な情報を提供していただく必要があると考えていますが、社内向けの活動を対外的にも積極的に情報提供を行うことを求めるものではありません。その趣旨を反映するため、p.7に「企業の環境活動又は営業活動の一環として広告宣伝を行うに当たっては」と記載させていただきました。
	削減努力は、何ををもって削減努力を行ったかのある程度の基準があった方がよいのではないかと。	排出削減努力のあり方については、別途作成される「カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準」において整理する予定としております。

指摘箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
	「誰の」「どのような排出」をオフセットしているのか、だけでなく、「誰の」「どのような排出」を「誰が」「何をもって」オフセットしているのか、まで明示する方が良いのではないのか。	特定の排出量をオフセットする主体の解釈は多様であり、本ガイドラインへの追加の是非については、今後検討させていただきます。オフセットの手段については、調達するクレジットの種類や無効化の方法などを情報提供することによって明示されているものと考えます。
全般へのコメント	「情報提供」の主語と受け手が不明確。カーボンオフセットプログラムを実施しようとするプロバイダーからの情報提供はどこに含まれるのか。	情報提供を行う者については、図1～3及び表1において整理しております。情報の受け手についても、図1～3に例示しております。オフセット・プロバイダーからの情報提供については、p.7の注1において整理しております。
	カーボン・オフセットのリスクについて、永続性、追加性、プロバイダーが監査あるいは審査を受けているか、レジストリの有無なども対象にしてはどうか。	環境省「カーボン・オフセットに用いられるVER(Verified Emission Reduction)の認証基準に関する検討会」における認証基準の検討において、対象となるプロジェクトの追加性や森林等のプロジェクトの永続性についての見解が出次第、追って記載についてもJ-COFウェブサイト上で情報提供いたします。オフセット・プロバイダーの監査・審査に関する情報については追記しました。
	ガイドライン中に、CER に関するリスク(デリバリーリスク等)についても記載をした方が良いのではないのか。	CERの調達リスクについては、p29において整理しております。
	情報提供の目的に含まれる全ての情報を公開することは量、コストを考えても難しい。温暖化の喫緊性などは、環境省、J-COF などに、そのHP へのリンクを行うことで説明を果たしたと扱うことのできる、リンク用の汎用的なHP 等があると良いのではないのか。	p.4に記載したとおり、事前広告やウェブサイト等活用できる情報提供手段を用いることとしており、複数の情報提供手段を組み合わせることで情報提供を行っていただいてもかまいません。ご指摘のとおり、地球温暖化対策の喫緊性などについては、環境省やJ-COF等のウェブサイトへのリンクを行うことによっても情報提供することが可能であると考えます。そのようなウェブサイトの作成については検討させていただきます。
	商品、イベント等、オフセット料金を上乗せし販売する場合は、そもそも誰の排出なのか(誰がオフセットするべきなのか)を明確にした方が良いのではないのか。	p24において、「消費者がオフセット料金を負担する場合は、消費者自身の活動を対象としているのか、販売事業者側の活動を対象としているのが明確に理解できるように記載しなければなりません」と記載しております。
	グリーン電力証書の活用については、「削減活動」としての扱いになるのか、「オフセット」としての扱いになるのか明記した方が良いのではないのか。	環境省「カーボン・オフセットに用いられるVER(Verified Emission Reduction)の認証基準に関する検討会」において、グリーン電力証書等の認証基準等が検討されているところであり、同検討会での見解が出次第、追って記載についてもJ-COFウェブサイト上で情報提供いたします。
	オフセットするにあたり、事業者は全体予算をある程度確定させてからオフセットを行いたいというケースもある。一定量を超えた場合、実際はオフセットできない商品が出てくる可能性があるが、オフセット量が合計●●トンを超えた場合は、対象とならない等の表記を行えば販売を行っても良いのか。予算でオフセット量が確定している場合においては、販売量による変動型でも、想定量を超えない形での商品設計が必須となるのかについても明示いただきたい。	クレジットが未調達の段階で商品・サービスを販売する場合には、クレジットが取得できなかった場合のリスクを消費者に負担させることを避けるべく、販売計画を超過する数量を販売しないように留意すると同時に、p.33に記載したとおり、クレジットが取得できなかった場合は同一種類のクレジットを調達することで埋め合わせる、それが難しい場合には返金に対応するなど別途措置を講じるといった内容を明記する必要があります。
オフセット量を別な数値に換算する場合があるが、製品の製造に係る排出を家庭での行動等に換算する場合、誤解を招くおそれがあるため、この換算の部分に関してもガイドラインの項目に加えていただきたい。	消費者への分かりやすい情報提供の方法の1つとして、オフセット量を身近な数字に換算することは有効であると考えます。適切な換算方法については、今後検討させていただきます。	

指摘箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
	本来のカーボンオフセットである「取消」と、地球から「その分」削減するわけではないが日本の目標達成に寄与する「償却」の差異を明示すべき。	FAQ12にあるとおり、京都クレジットを償却した場合は京都議定書の目標達成に貢献することとなり、一方、京都クレジットを取り消した場合は、京都議定書の目標達成とは別に世界全体での温室効果ガスの削減に貢献したこととなります。これを踏まえた記述をp.28に追記しました。
	「埋め合わせる」という約束で1トン分販売し、日本の目標達成に用いられてしまったら、それは誇大広告あるいは不当表示にあたるのではないか。	
	取消口座に移転する本来のカーボンオフセットと日本の目標達成に用いるものとは明確にその意味を説明するとともに、名前を変えて別サービスとすべき。	
日本の目標達成のために使う場合の問題	自分の排出量を自主的に埋め合わせるというカーボンオフセットは、義務的な部分(京都議定書の目標)を「超えた」地球大気からの削減分という解釈となる旨をガイドラインで示すべき。	FAQ13にあるとおり、我が国では個人や事業者の自主的な取組によって京都議定書の目標達成を目指しており、目標達成に向けて相当な努力が必要であり、また、京都議定書の目標達成に自ら貢献したいという個人や事業者の要望が高い状況です。京都議定書第一約束期間中に国内で排出される温室効果ガスをオフセットする場合には、京都クレジットを「償却」を通じてカーボン・オフセットに用いることによって、京都議定書の目標達成に個人や事業者が自主的に貢献することが可能になると考えております。
	日本の排出量のオフセットに使うと同時に自分の排出量のオフセットに使うのはダブルカウントになるのではないか。	FAQ13にあるとおり、京都議定書第一約束期間中に国内で排出される温室効果ガスをオフセットする場合、クレジットを償却することによって、京都議定書に基づく我が国の削減目標の達成に貢献することができます。この場合、当該クレジットはあくまでも自らの排出量の埋め合わせに使用されており、ダブルカウントには当たらないと考えております。
カーボンオフセットの定義に関する問題	削減努力をカーボンオフセットを行う上での「適格性」のようにとらえるのはおかしい。カーボンオフセットをきっかけに削減努力をそれ以降行うようになることも非常に重要。	カーボン・オフセットの取組を行えば排出削減努力をしなくてもよいという考え方が流布しないよう、排出削減努力の重要性については情報提供を行っていただくべきであると考えておりますが、表現ぶりについては、2008年2月に環境省が公表した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」における定義に従い、修正させていただきます。

各論

頁	第1章 はじめに		
p.1	削減ありきと強調しすぎではないか。		カーボン・オフセットの取組を行えば排出削減努力をしなくてもよいという考え方が流布しないよう、排出削減努力の重要性については情報提供を行っていただくべきであると考えておりますが、表現ぶりについては、2008年2月に環境省が公表した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」における定義に従い、修正させていただきます。
p.1	カーボンオフセットとは	オフセットの対象を明確にするものとそうでないオフセットは違うものであるが、まがいものだという言い方をすべきではない。	カーボン・オフセットとして消費者等からオフセット料金を徴収する場合には、当該オフセット料金がどのような排出活動に伴う排出量をどれだけオフセットするために用いられるかを明確にする必要があると考えます。排出活動や排出量を明確にすることができない場合、「カーボン・オフセット」とは区別すべきと考えますが、取組として優劣をつけるものではありません。
p.1	1. 本ガイドラインの位置付け	「第三者認定基準の一部を構成するもの」とあるが、算定、検証、認定、ラベリングなどの全体のスキームを説明すべき。	別途作成される「カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準」において、認証基準を構成するものを明確にいたします。

指摘箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
p.2	カーボン・オフセットを推進する意義及び期待される効果：主体的な排出削減努力の促進	カーボンオフセットの第一の意義は、他の場所において自主的に排出削減を行うこと（カーボンオフセットそのものによる削減）であり、行動変革は第一義ではないのではないか。	ご指摘の点は、p.2において「社会を構成する者が…主体的な排出削減努力を促すことにある」として第一の意義として記載しております。この結果として、温室効果ガスの排出がコストであるという認識を経済社会に組み込み、更なる排出削減に向けた気運の醸成につながると考えております。
p.2	カーボン・オフセットを推進する意義及び期待される効果：国内外の排出削減・吸収プロジェクトの支援	自主的なカーボンオフセットだからこそ「コベネフィッツ型」プロジェクトの価値を見だし実現化させることができるのではないか。	ご指摘を踏まえ、環境省指針の理念をp.2に追記させていただきました。
p.4	本ガイドラインの適用範囲	カーボンオフセットの類型化は、クレジット入手方法ではなく説明責任をもとに整理すべき。	カーボン・オフセットの類型については、2008年2月に環境省が公表した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」に沿ったものとしておりますが、いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
p.4	本ガイドラインの適用範囲（1）情報提供の目的	情報提供のプライオリティーは、③が最初ではないか。	ご指摘を踏まえ、①に移動させていただきました。
p.5	①商品利用・サービス利用オフセット	「オフセット証書などの形でクレジットそのものではないがカーボン・オフセットというサービスを提供する場合があるが、…」の文章がわかりにくい。	ご指摘を踏まえ、文章を修正させていただきました。
p.5	カーボン・オフセットの対象（p.5図1商品使用・サービス利用オフセット）	オフセットの費用負担者＝主体者となっているが、現実には一様に整理できない。	ご指摘のとおり、オフセットする主体には多様性があることを踏まえ、オフセットの実施者に関する記述を削除させていただきました。
頁	第2章 カーボン・オフセットの情報提供に係る関連法令・ガイドライン		
p.16	表3 環境表示に関する課題	「カーボン・オフセットと京都メカニズムの寄付を混同した説明がみられる」とあるが、「償却口座に入れるものはカーボン・オフセット」と名乗れるのか名乗れないかを明示すべき。	FAQ13にあるとおり、我が国では個人や事業者の自主的な取組によって京都議定書の目標達成を目指しており、目標達成に向けて相当な努力が必要であり、また、京都議定書の目標達成に自ら貢献したいという個人や事業者の要望が高い状況です。京都議定書第一約束期間中に国内で排出される温室効果ガスをオフセットする場合には、京都クレジットを「償却」を通じてカーボン・オフセットに用いることによって、京都議定書の目標達成に個人や事業者が自主的に貢献することが可能になると考えております。
p.17	表4 環境表示、シンボル（ロゴ・マーク等）を使用する際に求められる要求事項	「…使用の際に求められる要求事項」とあるが「あり方としての」等の表記を加えてはどうか。	ご意見を踏まえて記述を適宜修正させていただきます。
p.17		聞きなれない言葉の単独での使用を避けるとあるが、ウェブ上での説明も認めた方が良いのではないか。商品本体に全てを表記することは難しいことも多く、ロゴ等に全ての情報を記載することも困難であることが多いと考えられる。	p.4に記載したとおり、事前広告やウェブサイト等活用できる情報提供手段を用いることとしており、複数の情報提供手段を組み合わせることで情報提供を行っていただいてもかまいません。
p.17		カーボンニュートラルという表記を用いていいのか否かについて、明記していただきたい。バウンダリ内に関してはカーボンニュートラルという表現は良いのか、またその場合のバウンダリ設定の妥当性はどうか考えれば良いのか記載してはどうか。	p.26「カーボン・オフセットに類似する記載を行う際の注意事項」に「カーボン・ニュートラル」という用語を用いる場合の注意事項を記載しております。カーボン・オフセットの対象範囲（バウンダリ）は、排出に係る自らの責任も考慮した上で、できるだけ広く取ることが望ましいですが、カーボン・オフセットの取組を行う者が主体的に選ぶべきであると考えています。

指摘箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
p.17		「カーボン・オフセット」は最も重要かつ使用機会も多い単語のため、単独で使用してもよいのではないかと。それによって、言葉の知名度が向上するメリットもある。	ご指摘のとおり、「カーボン・オフセット」という用語を普及させることは重要ですが、カーボン・オフセットの仕組みについてあわせて説明することによって、適切な理解とともに知名度が向上していくものと考えております。
p.17	表4 環境表示、シンボル(ロゴ・マーク等)を使用する際に求められる要求事項	事業者が独自に作成したカーボン・オフセットの取組に関するシンボル(ロゴ・マーク)の意味や設定基準は特に必要ないのではないかと。	シンボルが示す意味や使用基準を説明することは望ましいことであると考えますが、シンボルに隣接した場所に限らず、何らかの情報提供手段を用いて説明していただければと考えます。
p.17		シンボル(ロゴ・マーク)と「隣接した場所に説明文(事業者名・団体名、シンボルの意味、設定基準)を表示するとあるが、スペースの制約から、隣接した場所への記載は最低限とし、QRコードやURLによるリンクで不足情報へアクセスできる形も認めるべき。	
p.18	(3) 情報提供のタイミング	CERのデリバリーリスクは購入者が負担するのであればその旨を明示すべきではないかと。	クレジットに関連したリスクについては、p.29～p.30に記載しております。
各論			
第3章 商品使用・サービス利用オフセットの情報提供			
p.21	表5 インターネット等インターネット等の通信販売における商品使用・サービス利用オフセットの情報提供事項一覧	記載必須事項が非常に多いため、必要性を再検討し、必須事項を減らしてもよいのではないかと。	表5に示す事項は、主として関連法令が適用される可能性のあるものや環境省「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」などに即して記載を求めるものを整理しています。p.4に記載したとおり、事前広告やウェブサイト等活用できる情報提供手段を用いることとしており、複数の情報提供手段を組み合わせることで情報提供を行っていただいてもかまいません。商品やイベントの広告そのものに記載すべき情報を整理したものではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
p.21		商品に必須の記載事項とWEBでの開示で構わないものの区別を行うべきではないかと。	
p.21		認証プログラム名、プロジェクトの期間、プロジェクトの排出削減・吸収量に関する表記は必要ないのではないかと。	
p.21		(1)カーボンオフセットに関する説明の詳細の、「消費者の削減努力に関する情報」を削除し、「地球温暖化対策の喫緊性の説明」の後に、「消費者の排出量情報」「消費者の削減活動提案」を挿入すべき。記載の度合いは、前者の場合は広告・販売時●、販売後○、後者の場合は、それぞれ◎、○。	
p.22	(1)カーボン・オフセットに関する説明を明記する	カーボン・オフセット商品や各イベントについて削減努力を表示義務とするべきではないかと。	p.4に記載したとおり、事前広告やウェブサイト等活用できる情報提供手段を用いていただければと考えております。
p.22		オフセットの訳は「相殺」という表現が一般的ではないかと。	環境省「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」においては、埋め合わせをオフセットとしていますが、「相殺」という用語を用いていただいても結構です。p.23の望ましい記述のうち的一方については、「相殺」の用語を用いることとします。
p.22		(FAQ5 参照)とあるがFAQ6もしくはFAQ11の誤りではないのか。	ご指摘を踏まえて修正させていただきました。
p.22		算定を行わない(あるいはオフセット後に算定する)ようなケースも想定した表記にした方がよいのではないかと。	カーボン・オフセットとして消費者等からオフセット料金を徴収する場合には、当該オフセット料金がどのような排出活動に伴う排出量をどれだけオフセットするために用いられるかを明確にする必要があると考えます。
p.22	カーボン・オフセットの仕組みについて説明する	「対象特定型」と「対象非特定型」両方がカーボン・オフセットの一形態であり、後者をまがいものとして退けるべきではないかと。	カーボン・オフセットとして消費者等からオフセット料金を徴収する場合には、当該オフセット料金がどのような排出活動に伴う排出量をどれだけオフセットするために用いられるかを明確にする必要があると考えます。排出活動や排出量を明確にすることができない場合、「カーボン・オフセット」とは区別するべきと考えますが、取組として優劣をつけるものではありません。

指摘箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
p.22	カーボン・オフセットの仕組みについて説明する	「対象を特定させなければならない」とすると、特定対象から排出されるCO2を計算する手間とコストが非常にかかる場合、コストがかかるからやめてしまうか、後付けで何でもいから対象を設定しておこうという企業もでてくるのではないか。	カーボン・オフセットとして消費者等からオフセット料金を徴収する場合には、当該オフセット料金がどのような排出活動に伴う排出量をどれだけオフセットするために用いられるかを明確にする必要があると考えます。
p.23	地球温暖化対策の喫緊性について説明する	「地球温暖化対策の喫緊性について説明する」の後に、「消費者が排出するCO2量の平均値もしくは活動から排出されるCO2量を示す」、「消費者の削減活動を提案する」項を挿入し、情報提供を求めるべき。	消費者の排出量情報については、消費者の排出量がオフセット対象活動である場合には、「(2)オフセットする量を明記する」として提供されるべき情報を求めています。消費者の削減活動の提案については、「(1)消費者の削減努力を促すための情報を提供する」として提供されるべき情報を求めています。
p.23		「長期的」という言葉と「喫緊性」という言葉は、矛盾するようにとられるおそれがある。	ご指摘を踏まえ、p.23「長期的」を「現在から将来に渡り」に修正させていただきました。
p.23		「まず削減ありき」と限定しないほうがよいのではないか。	カーボン・オフセットの取組を行えば排出削減努力をしなくてもよいという考え方が流布しないよう、排出削減努力の重要性については情報提供を行っていただくべきであると考えておりますが、表現ぶりについては、2008年2月に環境省が公表した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」における定義に従い、p.22を修正させていただきました。
p.23	望ましい記述例	「どうしても削減できない部分」のオフセットの記載例なのか。また、「どうしても削減できない部分」かどうかは誰がチェックするのか。	p.23に示した望ましい記述例は、「(2)オフセットの対象活動を明記する」例として記載したものです。削減努力についても、p.23に示すとおり情報提供すべきであると考えております。これらを組み合わせた記述例については、参考資料1 p52などをご参照ください。また、排出削減努力のあり方については、別途作成される「カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準」において整理する予定としております。
p.23		この例の5円は、一個あたりのLCA CO2よりはるかに多く、このような表現方法でよいのか。活動のスコップ(場合によってはその妥当性の主張)の記載がなくていいのか。	ご指摘を踏まえ、記載例を変更させていただきました。なお、オフセットの対象が不特定多数の排出量とする場合については、ウェブサイトへの誘導による表示とする旨を追記させていただきました。
p.24		オフセット量の検証に関する情報を利用者に提供することで、利用者は検証された情報と検証されていない情報を区別できるため、「(2)オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する」に「検証に関する情報」を加えるべき。	ご指摘を踏まえて、追記させていただきました。なお、カーボン・オフセットの対象となる排出量の第三者による確認については、別途作成される「カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準」において整理する予定としております。
p.24	(2)オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する	製品にオフセットを付加する場合、製品の製造・使用等に関連しない消費者の生活等をバウンダリとすることは妥当なのか。バウンダリを国の排出とすればバウンダリが明記されたことになるのか。バウンダリの設定の仕方についても明記した方がよいのではないか。	カーボン・オフセットの対象範囲(バウンダリ)は、排出に係る自らの責任も考慮した上で、できるだけ広く取ることが望ましいですが、カーボン・オフセットの取組を行う者が主体的に選ぶべきであると考えています。「自らの排出量を認識する」という観点からは、「国の排出量」よりも、商品・サービス等に伴う排出量や日常生活に伴う排出量などを対象とすることが望ましいと考えます。商品購入者・サービス利用者の日常生活の中での排出量をオフセットするものについても、その排出削減努力を行う必要があるといった情報提供をしていただくことにより、カーボン・オフセットと位置づけることはできると考えております。
p.24		全体排出量のごく一部にしかあたらぬ活動を対象にするのは適切でなく、何らかの基準があった方がよいのではないか。また、オフセットする者の責任の範囲等に関する考え方に係る記述があった方がよいのではないか。	カーボン・オフセットの対象範囲(バウンダリ)は、排出に係る自らの責任も考慮した上で、できるだけ広く取ることが望ましいですが、カーボン・オフセットの取組を行う者が主体的に選ぶべきであると考えています。

指摘箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
p.25	オフセットする量を明記する	イベントの推計値の記載は必須なのか。事後的に確定するイベント等も実際はある。	オフセット料金を上乗せした会議・イベントのチケット等については、当該オフセット料金がどのような排出活動に伴う排出量をどれだけオフセットするために用いられるかを明確にするため、推計値を示す必要があると考えます。オフセット料金を参加者が負担しない場合は、開催前に推計値を示す必要は必ずしもないので、表10を修正しました。
p.25		オフセットする量を記載する際に、「商品・サービス1個当たりの排出量」または「商品・サービスの販売数量全体での排出量」のいずれかの明記でも良いか。カーボン・オフセット実施企業は、全体としての貢献の規模を表すために「全体量」を記載したい傾向が強いが、ガイドラインでは「商品・サービス当たりの排出量」の記載が求められているように見受けられる。両方を(または企業の求める全体量に加えて、個別の排出量も)表示する必要があると企業秘密である販売数量が表面化してしまうため、カーボン・オフセットの普及促進のためには、いずれかの記載でも可能にした方が良く考えられる。	オフセット料金を消費者が負担する場合、消費者が支払った金額の対価を明確にするために、商品・サービス1個当たりのオフセット量を明確にすることが必要であると考えます。オフセット料金を事業者が負担する場合や消費者が明示的に負担しない場合には、必ずしもこの限りではありませんが、商品・サービスの販売数量全体でのオフセット量と併せて対象とする活動に伴う排出総量も明示する、特に販売数量に応じてオフセット総量変動する場合に消費者の誤解を招くような不当表示を行わないよう留意するなど、適切な対応をとる必要があります。なお、これらの場合は、オフセット商品・サービスを提供する事業者の自己活動オフセットの一環ととらえられます。
p.26	オフセットする対象の温室効果ガスの算定方法を明記する 望ましい記載例	望ましい記述例に『ISO14064に基づきx社(検証機関名)が検証を実施しています』とあるが、『ISO14064』に基づくべき、『検証機関名』を記載すべきと誤認されるおそれがあるので、検証機関名が必要ならば別項を設けて詳細を記載すべき。また、検証者の条件についても細心の注意を払って記載すべき。	ご指摘を踏まえ、記述を変更させていただきました。
p.26		「望ましい記述例」として「国際規格であるISO14064に基づき☆社(検証機関名)が検証を実施しています。」が示されている。ISO14064-3に基づいて提供される保証業務の保証水準には合理的保証と限定的保証の2つがあり、ISO14064に基づいて実施したというだけでは情報が不足している。	
p.26		公的機関が示した算定方法を用いた記載例だけでなく独自方法を用いた場合の記載例も欲しい	
p.27	クレジットの種類を明記する	JVETSやVERは「省エネ法、温対法」で有効とならない限り、日本の削減にはつながらないため、「省エネ法、温対法」で有効なことを条件とすべき。	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」や「地球温暖化対策推進法」で考慮されないことをもって、日本の排出削減につながらないとはいえないと考えますが、法律での位置づけについては今後検討します。
p.27		VERの認証体制についてゴールドスタンダードの記述があるが、世界には15以上の認証団体があり、唯一の認証体制ではないゴールドスタンダードの名前のみを記載するべきではない。	御指摘を踏まえ、特定の認証基準の名称は削除しました。
p.27		オフセットを行うにあたり、クレジット化されたものの活用しか認められないのか、明記した方が良いのではないか。たとえば、第三者に認証を受けていない植林等を社内教育で行った際に、カーボン・オフセットに取り組んだと謳ってよいのか。	排出削減・吸収量を市場に流通させるには、確実な排出削減・吸収があること、温室効果ガスの吸収の場合その持続性が確保されていること、同一の排出削減・吸収が複数のカーボン・オフセットの取組に用いられていないこと等の一定の基準を満たしていることが必要であり、第三者機関による検証が行われていることが必要です。一方、環境省「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」のp14にて示したとおり、特定者間完結型のカーボン・オフセットに係る排出削減・吸収量の確認は、具体的な取組の状況に応じて柔軟に行うことができるものであると考えています。今後、市民、NPO/NGO、会議・イベントの主催者等が実施する排出削減・吸収活動に伴う排出削減・吸収量について地域の有識者等第三者が確認する手法について、具体的な事例を示していく予定としております。

指摘箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
p.28	クレジットの調達状況・無効化方法を明記する	未発行クレジットにはリスクがあるため、販売するクレジットは発行済みクレジットのみまた、オフセット量に見合ったクレジット量を保有していることとすべき。	クレジットの調達状況の条件については、別途作成される「カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準」において整理する予定としております。クレジットに関連したリスクについては、p.29～p.30に記載してあるとおり、適切に購入者に情報提供されることが非常に重要と考えます。
p.28		持続性の記載に植林だけを取り上げているのではなく、CER のリスクについても併記すべき。	ご指摘の点は、森林の持続性のリスクとは別のクレジットの調達に関するリスクとして図5 (p.29)に整理してあります。持続性の定義については、参考資料3用語集「排出削減・吸収の確実性・持続性」に定義されているためご参照ください。
		無効化してから販売することも可能か。	クレジットを無効化後に販売する場合は、その旨を購入者に明示することが必要であると考えます。ご指摘を踏まえて、記述を追加させていただきました。
p.28		販売者が常にクレジットを取得している(口座を所有している)とは限らず、プロバイダー経由で直接無効化されるケースも多いため、クレジットの表記ルール全般において、商品販売者とオフセットプロバイダーの役割が明確を明記すべき。	ご指摘を踏まえ、プロバイダー名など調達先の記載についてp.29に追記しました。
		販売時点で無効化する、または販売時点で無効化期間(1ヶ月以内)を明示すべき。無効化後速やかにプロジェクト情報、識別番号等の情報を公開することとするべき。	環境省「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」では、無効化の期間を半年から1年以内と示していますが、自主的に速やかに無効化していただくことを妨げるものではありません。
p.28		「カーボン・オフセットを利用する者等が、クレジットの管理情報にアクセスできるようにしておく必要がある。」とあるが、リアルタイムの在庫情報をweb から直接アクセスできるようにすることは、コストやセキュリティの面から、現実的ではないのではないか。	クレジットの管理情報は在庫情報の意ではありませんが、ご指摘を踏まえ、記載を変更しました。
p.28		表6について、制度ごとに、一般にレジストリーシステムが異なることを明記すべき。	ご指摘を踏まえ、表6に各口座の違いを追記させていただきました。日本国内で発行されるVERにおけるレジストリについては、環境省「カーボン・オフセットに用いられるVER(Verified Emission Reduction)の認証基準に関する検討会」において見解が出次第、追って記載についてもJ-COFウェブサイト上で情報提供いたします。
p.30	望ましい記載例	第三者機関に対する詳細が不明であるため、『x監査会社による監査を年一回受けている』とガイドラインに記載するべきではない。	ご指摘を踏まえ、記載を変更しました。
p.31	クレジットの調達期限を明記する(未取得の場合)	「植林等長期にわたるプロジェクトの場合は、四半期又は少なくとも年度末ごとには購入者に報告しなければならない」とあるが何を報告するのが記載されていない。	ご指摘を踏まえ、「クレジットの調達状況」を追記しました。
p.32	クレジットの調達期限を明記する(未取得の場合) 望ましい記述例	お金を払う人にオフセット量を明示する必要があるのではないかと。	ここでの望ましい記載例は、クレジットの調達期限の記載例であり、オフセット量については、「(2)オフセットする量を明記する」において記載しております。
p.32	プロジェクト情報を明記する	プロジェクト情報の明記については、記載されていないケースは頻繁にあるが、想定する記載例はあるのか。	プロジェクト情報を適切に記載しない場合、景品表示法が適用される可能性があります。プロジェクト情報に関する記載例は、参考資料1に示しましたので、そちらをご参照ください。
		オフセットの信頼性構築のためには不可欠な情報であり、厳格に適用すべき。	別途作成される「カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準」の議論において参考にさせていただきます。
p.32		「持続可能な開発への貢献など、プロジェクト特有の情報は積極的に提示することが望ましい」を「持続可能な開発への貢献など、大きな意義や価値を持ったプロジェクトについては、特に積極的に提示することが望ましい」とすべき。	ご意見を踏まえて修正しました。

指摘箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
p.32	プロジェクト情報を明記する	Secondary CERなどを市場から購入するだけの様な場合に、いかにも自らがプロジェクトを実施したような誤解を生む表現は避けるべきであり、調達方法(概要)も記載すべき。	ご指摘のとおり、取得先やプロバイダ名の記載は重要であるため、p.29に追記しました。
p.33	(4) 販売価格その他支払いに関する事項を明記する	継続的に商品・サービスを販売する場合、カーボン・オフセットの商品・サービス当たりの販売価格は、クレジット調達時期等にもよって異なるケースも多く、一律表記することは現実的ではないのではないか。個別契約の守秘義務事項等で開示できないケースもある。	商品・サービス当たりの販売価格の明示は、販売する商品価格とオフセット料金を合計した金額を表示するという意であり、原価の明細を示すという意味ではありません。カーボン・オフセット商品に限らず、あたかも消費者に価格負担がないような広告をしたにも関わらず、契約時になり広告とは異なる追加料金を徴収する場合は景品表示法が適用される可能性があります。
p.33		新商品などの場合、既存製品との比較が困難であり、オフセット費用を事業者が負担したのか、購入者が負担したのか曖昧なケースが考えられる。	p.35に記載したとおり、消費者が明示的にオフセット料金を負担しない場合においても、支払いに関する事項について適切に表示されていることが望ましいと考えています。
p.34	販売時の情報が不十分な例	「②支払いの際、一切契約内容(免責事項を含む)の説明がないままに決済に進む」とあるが、ウェブの中に免責事項のページがあるだけでは不十分で、決済プロセスで必ず入れるということか、「ここをご覧ください」というリンクでもよいのか、明示すべき。	購入者がリンク先に気づかない場合も想定されるため、契約内容を閲覧しない限り、決済に進めないようなウェブサイトの構築にしてください。P.33に記載を追加しました。
p.36	(4) 販売価格・その他支払いに関する事項 表7 店頭販売における商品使用・サービス利用オフセットの情報提供事項一覧	ある商品の価格とオフセット価格とを分けて表示することは困難。オフセット料金は一律ではなく、個別契約の守秘義務事項なので公開できない。	商品・サービス当たりの販売価格/商品当たりの販売価格の明示は、販売する商品価格とオフセット料金を合計した金額を表示するという意であり、原価の明細を示すという意味ではありません。カーボン・オフセット商品に限らず、あたかも消費者に価格負担がないような広告をしたにも関わらず、契約時になり広告とは異なる追加料金を徴収する場合は景品表示法が適用される可能性があります。
p.37	(1) カーボン・オフセットに関する説明を明記する	別途ウェブページを設けて情報提供を行う旨が記載されているが、商品やイベントの広告にはどこまで記載すべき必須条項なのかを明確に記載すべき。	p.4に記載したとおり、事前広告やウェブサイト等活用できる情報提供手段を用いることとしており、複数の情報提供手段を組み合わせて情報提供を行っていただいかまいません。商品やイベントの広告そのものに記載すべき情報を一律に整理したものではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
p.37		オフセット量の検証に関する情報を利用者に提供することで、利用者は検証された情報と検証されていない情報を区別できるため、「(2)オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する」に「検証に関する情報」を加えるべき。	ご指摘を踏まえて、追記させていただきました。なお、カーボン・オフセットの対象となる排出量の第三者による確認については、別途作成される「カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準」において整理する予定としております。
p.37	(2) オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する	算定範囲や方法を選択した理由について、責任の範囲という概念で整理しつつ表記することが望ましい。	カーボン・オフセットの対象範囲(バウンダリ)は、排出に係る自らの責任も考慮した上で、できるだけ広く取ることが望ましいですが、カーボン・オフセットの取組を行う者が主体的に選ぶべきであると考えています。対象範囲(バウンダリ)の設定理由まで情報提供を行うことを求めているませんが、積極的・自発的に情報提供を行っていただくことを妨げるものではありません。
p.37		オフセット量については商品・サービスに直接明記しなければならないとあるが、表示スペースの関係で、直接明記することが困難なこともあるため、「望ましい」という表現にした方がよいのではないかと。	ご指摘を踏まえて表現を適宜修正しました。

指摘箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
p.38	3. カーボン・オフセットに関する証明書類への記載事項	「オフセット予定」の場合にも「証書」あるいは「証明書」と呼ぶものを発行できるのか。	証書の発行については、事業者のサービスの一環として位置付けられるため、その記載においてはp.36 表7に整理した、関連法令に配慮した適切な情報提供が求められます。オフセット予定については、消費者にあなたもカーボン・オフセット済みであるような誤解を与える記述にならないよう表示し、更にクレジットの取得状況などについて適宜情報提供されるウェブサイトのリンク先などの情報提供先を証書に記載することが求められます。
p.38		オフセットするプロジェクトが確定している場合でも、木々のイメージや実際のオフセットに用いるプロジェクトとは別なイメージを用いることは認められないのか。何をもち「実際とは異なるイメージを与える」と位置づけられるのか。	p.17に記載したように、環境表示と無関係な自然物を示すデザインは避けるよう、環境省「環境表示ガイドライン」でも推奨されています。証書に表示する写真やシンボルが、販売するクレジットタイプと全く異なることは消費者に誤解を与えないよう適切な配慮が必要となります。
p.40	オプションとして望ましい証書への記載事項	排出削減努力の提案について記載されているが、これは誰に向けての提案なのかの対象者を明確にすべき。	あくまで記載例であり、商品・サービスごとに記載内容は各社が提供する商品・サービスに合わせた削減努力を提示するよう工夫していただければと考えます。J-COFウェブサイトなどにおいて記載例の情報提供に努めます。
第4章 会議・イベント開催オフセットの情報提供			
p.41	「会議においては主催者がオフセットを実施する場合は想定される」という冒頭の記述	参加費のある会議もあれば、無料イベントもあるため、会議とイベントは区別すべきでない。参加費が有料の場合、主催者負担かユーザー負担かを定義するのは困難。	御指摘のとおり、p.6図2に示した図の説明と矛盾するため会議・イベントを同義の記載にしました。p.35に記載したとおり、消費者が明示的にオフセット料金を負担しない場合においても、支払いに関する事項について適切に表示されていることが望ましいと考えています。
p.41	1.インターネット等の通信販売	インターネット等の通信販売と店頭販売とを区別するほどの差異があるのか。	p.20第3章に記載したように、日本での商品販売には、インターネット等の通信販売によるものと店頭販売によるものがあり、インターネット等での通信販売では、第2章に示した特定商取引法の規定に配慮する必要があります。
p.43	(2) オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する	p.26に同じく、対象範囲は示しても予測値を示すことができない場合は多い。	オフセット料金を上乗せした会議・イベントのチケット等については、当該オフセット料金がどのような排出活動に伴う排出量をどれだけオフセットするために用いられるかを明確にするため、推計値を示す必要があると考えます。オフセット料金を参加者が負担しない場合は、開催前に推計値を示す必要は必ずしもないので、表10を修正しました。
p.43		オフセット量の検証に関する情報を利用者に提供することで、利用者は検証された情報と検証されていない情報を区別できるため、「(2)オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する」に「検証に関する情報」を加えるべき。	ご指摘を踏まえて、追記させていただきました。なお、カーボン・オフセットの対象となる排出量の第三者による確認については、別途作成される「カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準」において整理する予定としております。
p.43		(2)に記載されている開催期間中の努力の重要性だけでなく、会場の選定、廃棄物対策、照明建物、駐車場等の配慮等、開催前の準備段階の取組も非常に重要であるので、この点も記載すべき。	ご指摘を踏まえ、開催前の削減努力について記述を追加しました。
p.43		オフセット量の検証に関する情報を利用者に提供することで、利用者は検証された情報と検証されていない情報を区別できるため、「(2)オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する」に「検証に関する情報」を加えるべき。	ご指摘を踏まえて、追記させていただきました。なお、カーボン・オフセットの対象となる排出量の第三者による確認については、別途作成される「カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準」において整理する予定としております。

指摘箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
p.43	望ましい記述例	「本イベントでは、イベント開催中に、、、」を「イベント開催に伴って、約XXXトンの廃棄物が発生することが見込まれます。ごみ削減や分別にご協力下さい。本イベントではさらに廃棄物削減に努力し、処理に伴うCO2排出分はXXXにオフセットいたします。」とするべき。	ご指摘を踏まえ、記述を変更させていただきました。
p.43		電力使用分のみをオフセットする場合に、ガスの使用が電力よりかなり多い場合などでもこの記述でよいか。	カーボン・オフセットの対象範囲(バウンダリ)は、排出に係る自らの責任も考慮した上で、できるだけ広く取ることが望ましいですが、カーボン・オフセットの取組を行う者が主体的に選ぶべきであると考えています。対象範囲(バウンダリ)の設定理由まで情報提供を行うことを求めています。対象範囲(バウンダリ)の設定理由まで情報提供を行っていただくことを妨げるものではありません。
p.43		イベントの場合、交通をどうして含めないかなどの説明は不要か。	
p.43		オフセット対象(スコープ)を決定した理由は不要か。	
p.44		オフセットを伴う旅行商品の事例が、イベント事例に引用されており、国際会議の参加者航空運賃オフセット事例が、インターネット販売に記載されているのは不適切ではないか。	イベントや会議・コンサートの参加者の移動を想定した記述例ですが、誤解のないよう記述を見直しました。
第5章 自己活動オフセットの情報提供			
p.50	表11 自己活動オフセットの情報提供事項一覧	「地球温暖化対策の喫緊性の説明」とあるが、環境省でモデルとなる例文を作成してほしい。	環境省「STOP THE 温暖化2008」 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/stop2008/index.html を参考に商品・サービスの特性に応じた説明文を記載してください。
p.51	(2)オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する	スコープの妥当性の論拠を記載するべきではないか。	カーボン・オフセットの対象範囲(バウンダリ)は、排出に係る自らの責任も考慮した上で、できるだけ広く取ることが望ましいですが、カーボン・オフセットの取組を行う者が主体的に選ぶべきであると考えています。対象範囲(バウンダリ)の設定理由まで情報提供を行うことを求めています。対象範囲(バウンダリ)の設定理由まで情報提供を行っていただくことを妨げるものではありません。
p.51		何をスコープ外としているかについて記載するべきではないか。マイナーな排出量だけをオフセットして全部オフセットしているような印象を与える可能性を排除するべきではないか。	カーボン・オフセットの対象範囲(バウンダリ)は、排出に係る自らの責任も考慮した上で、できるだけ広く取ることが望ましいですが、カーボン・オフセットの取組を行う者が主体的に選ぶべきであると考えています。全排出量をオフセットしているような印象を与えないよう、オフセットする対象範囲(バウンダリ)については、対象となる期間・人数・距離等も含めて可能な限り明確に記載するべきであると考えます。
p.51		オフセット量の検証に関する情報を利用者に提供することで、利用者は検証された情報と検証されていない情報を区別できるため、「(2)オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記する」に「検証に関する情報」を加えるべき。	ご指摘を踏まえて、追記させていただきました。なお、カーボン・オフセットの対象となる排出量の第三者による確認については、別途作成される「カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準」において整理する予定としております。
p.51		名刺や企業広告に、算定方法やバウンダリ全てを記載することは現実的ではないので、HP への誘導等を行っていただければ良いのではないか。	p.4に記載したとおり、事前広告やウェブサイト等活用できる情報提供手段を用いることとしており、複数の情報提供手段を組み合わせることで情報提供を行っていただいてもかまいません。商品やイベントの広告そのものに記載すべき情報を整理したものではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
参考資料1 カーボン・オフセットの類型別記載例			
p.52	販売前の情報提供例(チラシ等)	カーボンオフセットバイクの商品広告に以下の記述を行うべき。「バイクXXkm走行によるCO2排出量は約XXです。タイヤの空気圧をこまめにチェックし、エコドライブに努めましょう。当社は、バイク製造時に省エネ取組を行っている他、お客様のバイク利用に伴うCO2排出量XXkg分を、XXX事業にオフセットしています。」	ご指摘を踏まえ、追記させていただきました。

指摘箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
p.53	販売時の情報提供例(商品自体に付与する広告)	クレジットを購入しない場合もあるため、「～生まれるクレジットによってオフセットします」でもよいか。「ペン1本から2kg」と記載があるが「その一部」とも「〇kg」をオフセットするとも記載がないがよいのか。	ご指摘を踏まえ、追記させて頂きました。商品・サービスに付与するクレジットについては、環境省指針が提示するクレジットでの埋め合わせが原則となりますが、特定者間完結型についてはその限りではありません。
p.54	2. カーボン・オフセット型の会議・イベント	喫緊性の説明を記載するべき。	環境省「STOP THE 温暖化2008」 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/stop2008/index.html を参考に商品・サービスの特性に応じた説明文を記載してください。
参考資料3 用語集			
p.61	カーボン・ニュートラル(炭素中立)	「バイオマス・ニッポン」における「カーボン・ニュートラル」とは違う言葉を使用するか、十分な説明をして使用する必要がある。	平成18年に閣議決定された「バイオマス・ニッポン」p.1における「カーボンニュートラル」としての本用語の記載を妨げるものではありません。ご指摘を踏まえてp.26及び参考資料3(用語集)に記述を追記しました。
p.64	排出削減・吸収の確実性・永続性	植林について確実性・永続性を疑問視する記述は、CER に関する様々なりスクと併記するか、「確実性・永続性を確保された植林活動に関しては認められる」といった肯定文に変更してほしい。	ご指摘を踏まえて表現を適宜修正しました。